

令和6年度 南島原市国民健康保険税

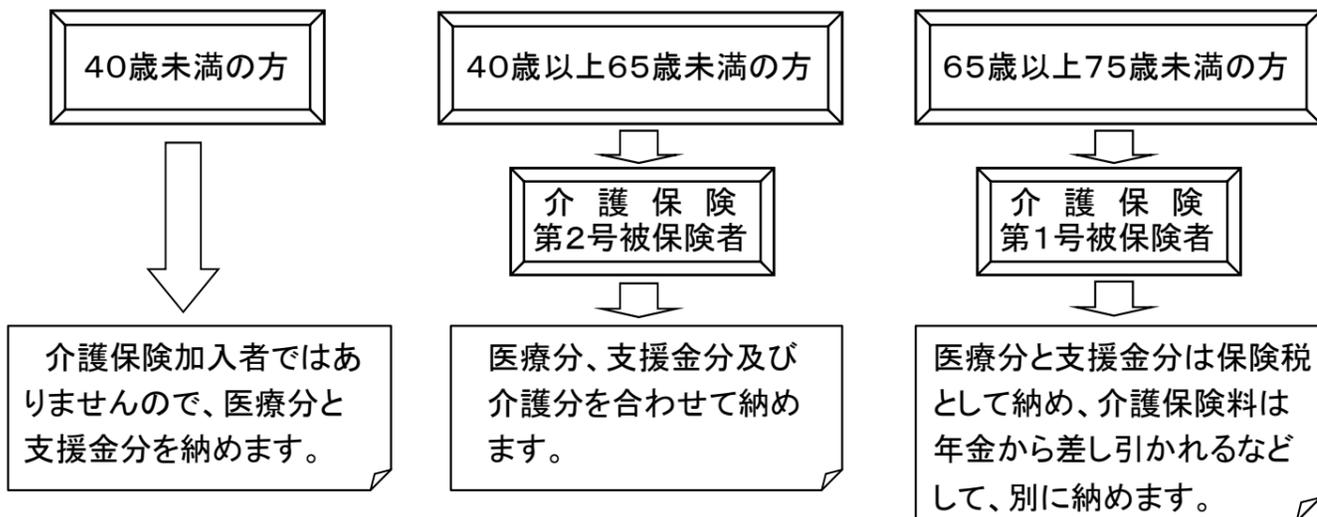
—みなさんの保険税が国民健康保険を支えています—

国民健康保険は、いずれの健康保険にも加入していないすべての人が加入しなければならない保険です。

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気や怪我をしたとき安心して医療を受けるための貴重な財源となっています。

また、国民健康保険に加入する40歳～64歳の方は、国民健康保険税(医療分と支援金分)に介護保険分を合わせて納めます。

※ 加入者の年齢によって納める保険税の内容が違います。



◎ 年度途中で75歳になる方は、後期高齢者医療保険料と重複にならないように、その前月までで算出し、保険税の年間の納期に振り分けています。
65歳になる方の介護分も同様にその前月までで算出し、年間の納期に振り分けています。

※ 保険税は世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。
世帯主が変更になった場合は、振替口座の変更も必要です。

【ご注意ください!】

一部の世帯は、年金から特別徴収(天引き)されます。

※ 年金から徴収される世帯

国民健康保険に加入している方全員が、65歳以上75歳未満の世帯は、世帯主の年金から特別徴収されます。ただし、下記のいずれかに該当される場合は、納付書か口座振替にて納めていただきます。

- ・世帯主が国民健康保険以外の場合
- ・年金の年額が18万円未満の場合
- ・保険税と介護保険料の合算額が、年金額の2分の1を超える場合

★ 来年度も引き続き年金から特別徴収となる場合は、2月分と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。

◆ 年金から特別徴収される世帯でも、申請により口座振替で納めることができます場合があります。(詳しくは、問い合わせ先へ)

税額の決め方

国民健康保険税の税額はどうやって計算するの？

南島原市では、次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国民健康保険税額を決めています。世帯内に介護保険2号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

3つの項目内容	医療分・支援金分・介護分に共通	税率・金額		
		医療分	支援金分	介護分
① 所得割	世帯内の加入者各々お一人ずつについて計算します。 前年中の所得から基礎控除43万円を除いた額に右の税率をかけます。	9.5%	3.0%	2.6%
② 均等割	世帯内の加入者数に応じて計算します。	27,800円	8,800円	9,900円
	※加入者が未就学児の場合は5割減額となります。	13,900円	4,400円	—
③ 平等割	1世帯につきいくらと計算します。	24,600円	8,000円	8,600円

上記の①～③を合計した金額が、1年間に納めていただく国民健康保険税の金額です。

国民健康保険税の計算

医療分	①所得割	加入者全員の所得	×	9.5%	=	<input type="text"/>	円
	②均等割	27,800円 13,900円(未就学児)	×	<input type="text"/> 人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割				=	24,600	円
						国民健康保険税(医療分)...	<input type="text"/> 円 ¹ (A)
支援金分	①所得割	加入者全員の所得	×	3.0%	=	<input type="text"/>	円
	②均等割	8,800円 4,400円(未就学児)	×	<input type="text"/> 人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割				=	8,000	円
						国民健康保険税(支援金分)...	<input type="text"/> 円 ¹ (B)
介護分	①所得割	加入者全員の所得	×	2.6%	=	<input type="text"/>	円
	②均等割	9,900円	×	<input type="text"/> 人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割				=	8,600	円
						国民健康保険税(介護分)...	<input type="text"/> 円 ¹ (C)
						(A) + (B) + (C) の合計が1年間の国民健康保険税です。	<input type="text"/> 円

なお、一世帯の最高限度額は

医療分	年間	65万円
支援金分	年間	24万円
介護分	年間	17万円

合計 106万円 です。

均等割・平等割の軽減制度

基準より所得の少ない世帯には、軽減制度があります。軽減後の税額は下記のとおりです。

【7割軽減世帯】世帯の合計所得金額が、**43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)**以下の世帯

均等割軽減後税額	医療分	8,340円	支援金分	2,640円	介護分	2,970円
平等割軽減後税額	医療分	7,380円	支援金分	2,400円	介護分	2,580円

【5割軽減世帯】世帯の合計所得金額が、**43万円+(29.5万円×国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数)+10万円×(給与所得者等の数-1)**以下の世帯

均等割軽減後税額	医療分	13,900円	支援金分	4,400円	介護分	4,950円
平等割軽減後税額	医療分	12,300円	支援金分	4,000円	介護分	4,300円

【2割軽減世帯】世帯の合計所得金額が、**43万円+(54.5万円×国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数)+10万円×(給与所得者等の数-1)**以下の世帯

均等割軽減後税額	医療分	22,240円	支援金分	7,040円	介護分	7,920円
平等割軽減後税額	医療分	19,680円	支援金分	6,400円	介護分	6,880円

※ 未就学児がいる世帯については、未就学児にかかる均等割額が軽減後(7・5・2割軽減)の額から5割減額となります。

※ **給与所得者等**とは給与所得または年金所得がある者を指します。

※ 土地等を売った譲渡所得がある場合は特別控除前、営業や農業等の事業所得がある場合は、専従者控除前の金額で判定をします。

65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した金額で判定をします。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険を喪失し、後期高齢被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方です。

◎ 均等割・平等割の軽減については、あらかじめ適用した税額を通知していますので申請は不要です。

65歳未満の非自発的失業者に対する軽減制度

要件を満たす非自発的失業者(※)の

- ① 保険税は、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の【給与所得】を30%として算定します。
- ② 高額療養費などの所得区分判定も、前年所得を軽減して算定します。

※対象者(非自発的失業者)

- ・ 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産、解雇など事業主の都合により離職した人)
- ・ 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇用期間満了などにより離職した人)

◎ 非自発的失業者に対する軽減を受けるには、申請が必要です。

雇用保険受給資格者証・国民健康保険証をお持ちになり、各支所窓口で申請してください。

年度途中で加入・脱退した場合

他の市町村から転入、転出した時や職場の健康保険に入った・やめた時など、**加入・脱退があった場合は必ず14日以内に届け出てください。**届出をもとに税額を計算します。

年度途中で加入した場合は、加入した月から年度末までを月割りで課税します。年度途中で脱退した場合は4月から脱退した月の前月分までを課税し、脱退月から年度末分までを減額します。税額の通知は届出があった月の次の月に送付します(4月届出を除く)。

産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減措置

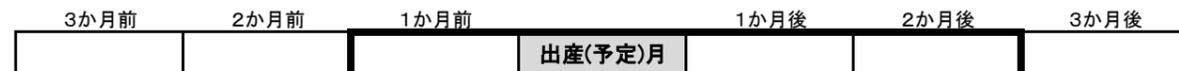
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正により、産前産後期間相当(4か月分)の国民健康保険税が減額されます。

①対象となる方

妊娠85日(4か月)以上で国民健康保険被保険者の方が対象です。
※死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

②減額方法

その年度に納める保険税の所得割と均等割から、出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年税額から減額となります。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。
※産前産後期間=太枠部分(単胎の場合)

③届出について

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届け出も可能です。

届出に必要なもの

- ①母子健康手帳など(出産(予定)日や単体・多胎妊娠を確認できるもの)
- ②届出書(各支所窓口または市ホームページにあります)

国民健康保険税は必ず納期限内に納めましょう

みなさんの納める国民健康保険税は、国民健康保険や介護保険を運営していくための大切な財源です。

国民健康保険は相互扶助の制度です。

保険税を滞納すると

みんなが・あなたが困ります!

各期の納期限は次のとおりです。

【普通徴収】

第1期	令和6年7月31日
第2期	令和6年9月2日
第3期	令和6年9月30日
第4期	令和6年10月31日
第5期	令和6年12月2日
第6期	令和6年12月25日
第7期	令和7年1月31日
第8期	令和7年2月28日

【特別徴収】

通常の納期と異なり年金からの天引きとなります。

4月・6月・8月・10月・12月・2月の年金から差し引かれることとなります。

国民健康保険税を納めないでいると、いったん医療費の全額を支払い、後日申請により保険給付相当額の払い戻しを受けることになります。そのほか、保険給付の一部又は全部の差し止めを行います。

やむを得ない事情で納税が困難な場合は、早めに税務課へご相談ください。

便利な口座振替納付・スマホ決済納付のおしらせ

・口座振替

納め忘れがなく、外出不要なので便利です。お手続きは通帳・届出印鑑をお持ちになり、金融機関等窓口へお願いします。

【口座振替取扱金融機関】

十八親和銀行、長崎銀行、島原雲仙農業協同組合、九州労働金庫、ゆうちょ銀行

・スマホ決済等

スマホアプリ(PayPay、LINE Pay、Pay BおよびMINAコイン)および地方税お支払いサイトによるクレジットカードなどにより納付できます。

※スマホ決済等と窓口での二重納付にご注意ください。

お問い合わせ先

市民生活部 税務課 市民税班 (Tel.0957-73-6642)